

改正最低賃金適用 直前!対策セミナー

10月9日(木)開催

時間 10:00~11:30

場所 ハローワーク下松
2階会議室

最低賃金が**10月16日**から
1,043円になりますが、
対策はお済みでしょうか？



くだまる

最低賃金のチェックポイントを
解説します！

監督署と個別相談も可能!!

(事前お申し込みのご協力をお願いします。)

キャリアアップ助成金についての
お話も聞けます！



ハニーワークくん

事前予約制

先着30社限定(会場の都合上1社1名まで)

《お問い合わせ・お申し込み》ハローワーク下松 求人・事業所部門

TEL: 0833-41-0870 メール: hw3508@mhlw.go.jp

※メールでお申し込みの場合は、下記申込書の項目を入力して送信をお願いします。

ハローワーク下松 改正最低賃金適用直前対策セミナー申込書

事業所名		連絡先電話番号	
出席予定者	役職	氏名	
最低賃金に関する個別相談希望		有 ・ 無	

改正最低賃金が10月16日から1,043円になりますが、

対策はお済みでしょうか？

時給・日給は分かりやすいですが、月給制の場合はどうでしょう。

例えば、1日実労働時間8時間、年間休日105日の場合、

月額18万円では10月16日以降、最低賃金を下回ることになります。

いかがでしょうか、貴社の賃金は大丈夫ですか？

1. 月給制を中心とした最低賃金のチェックポイント

(10:00～10:20)

下松労働基準監督署 監督・安衛課長 藤岡 章人

2. キャリアアップ助成金について

《「賃金規定等改定コース」「短時間労働者労働時間延長支援コース」》

(10:20～10:30)

山口労働局助成金センター 津嶋 智将

3. 最低賃金に関する個別相談（希望事業所）

(10:30～11:30)

《セミナーの予約と合わせて個別相談希望をお申し込み頂きますと

スムーズに進行しますので、ご協力をお願いします。

時間に余裕がありましたら、セミナー受講後の個別相談申込みも可能です。

なお、時間内でも相談が途切れた段階で終了します。》

疑問に思っていることを
相談してみませんか？

